

## 東カリマンタン州バリクパパン市の入域制限

● 6月1日、東カリマンタン州バリクパパン市は、市内空港・港湾経由で東カリマンタン州民以外が入域する場合に必要な追加書類を示した市長回章を発出し、PCR検査等の陰性結果記載の証明書の携行を義務づけました。

● 同市に渡航予定のある邦人の皆様におかれましては、地方政府の発表する方針を参照するなど、最新情報の入手に努めて下さい。

1 6月1日、東カリマンタン州バリクパパン市長は、市内のスピンガン空港、スマヤン港、カリアンガウ港経由での出入域に関する市長回章を発出し、6月3日から6月30日まで適用するとされています。

2 同回章によれば、国内移動規制に関するインドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォース発出の回章（2020年第4号）が有効であるとしつつ、東カリマンタン州内の住民登録証（KTP）非保有者がバリクパパン市に入域する場合、以下の書類が追加的に必要とされております。

（1）所属先からの業務指示書（所属先のない場合は、居住地区長確認済みの印紙付説明書）

（2）保健省に登録された医療機関におけるPCR検査もしくは分子迅速検査（TCM検査）の陰性結果の記載のある証明書（発行7日以内有効）。

ただし、出発地においてPCR検査やTCM検査が不可能な場合は、2回の迅速抗体検査を行いいずれも抗体反応なしの旨の検査結果（2回目は1回目実施後7～10日目に実施。2回目の検査結果発行3日以内有効）の携行とともに、バリクパパン到着後14日間の自主隔離を実施を義務づける。

3 同市に入域予定のある邦人におかれましては、地方政府の発表する方針を参照するなど、最新情報の入手に努めて下さい。

～以上～